

新学術領域研究　トポロジーが紡ぐ物質科学のフロンティア

国際活動支援班： トポロジカル物質科学国際ネットワーク　Topo-Q

若手研究者派遣・招聘プログラム（JREP）：要綱

2015.11.27版

本プログラム（Junior Researcher Exchange Program）は新学術領域「トポロジカル物質科学（TMS）」に属する若手研究者(助教・特任助教・PD・大学院生等)の滞在型海外派遣と、海外の若手研究者（Assistant Professor ・PD・大学院生等）の招聘を行うことで、関係研究グループの間での国際共同研究を加速的に推進することを目指します。トポロジカル物質科学研究の展開という学際的視野を醸成する効果が期待されます。

**【研究者派遣】**

■制度の内容

滞在は原則２週間以上３カ月以内とします。海外での滞在型研究遂行が趣旨ですので、国際会議等への出席のみを主目的とする派遣は認められません。

■対象

□１．申請者：計画班の代表者・分担者、および公募研究代表者。

□２．滞在者：所属する研究室の助教・特任講師・本領域PD・学振PD・大学院生等。この条件を満たす申請者本人でも可能です。

□３．滞在先の受入研究者：Topo-Qネットワーク参画の海外研究室はもちろん、トポロジカル物質科学の研究展開にふさわしい研究室の研究者。

■サポート内容

本支援班より交通費・宿泊費・日当につき、京都大学もしくは当該案件の経理をする大学の旅費規程に準じて補助します。

※精算払いとなりますので、必要書類が整った後に支払手続きに入ります。航空券の半券

等をTMS事務局（京都大学）、もしくは当該事務担当者に提出してください。

■申請に必要な書類

□１．申請書（所定の様式）

□２．滞在者が代表者・分担者以外の場合は、略歴（CV）と主な論文のリスト（様式自由、合計A4で2-3ページ程度）

□３．受入研究者の承諾書（Letter of Acceptance; 所定の様式に記載後、PDFファイル化）

■申請方法

上記の必要書類を取りまとめて、申請者から以下宛てにメールを送付してください。

宛先：TMS総括班（JREP担当者：上田正仁・佐藤昌利・佐藤宇史）

[tms-soukatsu@scphys.kyoto-u.ac.jp](mailto:tms-soukatsu@scphys.kyoto-u.ac.jp)

■申請締切日

原則、出発の４週間前までに申請してください。

■採択後の手続き

支援班による審査の結果、採択された場合は事務局の指示に従って速やかに旅行手続きを

完了してください。

■報告書

滞在終了後１カ月以内に、申請者の責任において、成果等をまとめた報告書（所定の様式）を上記アドレスに必ず提出すること。

**【研究者招聘】**

■制度の内容

招聘は原則３カ月以内とします。滞在型研究遂行および国際ネットワーク展開が主旨ですので、国際会議等への出席のみを主目的とする招聘は認められません。

■対象

□１．申請者：代表者、分担者、公募代表者。

□２．滞在者：Topo-Qネットワーク参画の海外研究室はもちろん、トポロジカル物質研究の展開にふさわしい研究室のAssistant Professor ・PD・大学院生等。

□３．滞在先の受入研究者：原則として申請者本人。

■サポート内容

本支援班より交通費・宿泊費・日当につき、京都大学もしくは当該案件の経理をする大学の旅費規程に準じて補助します。

■申請に必要な書類

□１．申請書（所定の様式）

□２．滞在者の略歴（CV）と主な論文のリスト（様式自由、合計A4で2-3ページ程度）

□３．滞在者本人・そのPI（thesis advisor等）と、申請者との主なやり取りのE-mail文書のコピー（様式自由）

■申請方法

上記の必要書類を取りまとめて、申請者から以下宛てにメールを送付してください。

宛先：TMS総括班（JREP担当者：上田正仁・佐藤昌利・佐藤宇史）

[tms-soukatsu@scphys.kyoto-u.ac.jp](mailto:tms-soukatsu@scphys.kyoto-u.ac.jp)

■申請締切日

原則、出発の８週間前までに申請してください。

■採択後の手続き

支援班による審査の結果、採択された場合は事務局の指示に従って速やかに旅行手続きを

完了してください。

※概算払いとなりますので、e-チケット等支払い金額が明記された書類を前もって提出してください。必要書類が整った後に支払い手続きが可能となります。申請者の責任において、航空券の半券等をTMS事務局（京都大学）、もしくは当該事務担当者に提出してください。

■報告書

滞在終了後１カ月以内に、申請者の責任において、成果等をまとめた報告書（所定の様式）を上記のアドレスに必ず提出すること。